

# ミーティングルームの予約利用ルールについて

平素は、京都市市民活動総合センター(以下、しみセン)をご利用いただきありがとうございます。

ミーティングルームの予約利用について、ご利用の皆様から、わかりづらいとのご意見をいただきましたので、改めて考え方をお知らせいたします。

今回は予約条件の変更ではなく、従来のルールをよりわかりやすくお伝えするものです。ただし、予約用フォーマットを改定いたします。今後の予約にあたっては最新のフォーマット(2026年3月版)をご利用ください。新しいフォーマットでのお申込みは、2026年3月1日受付分からとします。

申込フォーマットは、以下のページからダウンロードが可能です。

<https://shimin.hitomachi-kyoto.jp/setsubi/meeting>

## 1. 基本的な考え方

- ・しみセンのミーティングルームは、原則予約ができない部屋です。
- ・しみセンの事業等による使用がない場合に限り、みなさまにご利用いただけます。
- ・上記2点を原則としながらも、ご利用者のみなさまの利便性向上のため、条件を限って予約を可能としています。

## 2. 予約が可能な使用内容

- ① 非営利法人にあっては、その総会・理事会(役員会)・評議員会
- ② 任意団体(法人格のない団体)にあっては、NPO法人の総会・理事会の付議事項に該当する使用内容である場合(次頁をご参照ください)。
- ③ ただし、17時以降の予約利用については、団体内部の会議であればその内容は問いません(いずれの時間帯も、対外的な事業は予約利用の対象外です。)

## 3. 予約の手順

予約が可能な使用内容	受付期間
① 非営利法人の総会・理事会(役員会)・評議員会	利用希望日の 8週間前から3日前まで
② 任意団体(法人格のない団体)にあっては、NPO法人の総会・理事会の付議事項に該当する使用内容である場合	利用希望日の 4週間前から3日前まで
③ 17時以降の予約利用(団体内部の会議のみ)	利用希望日の 4週間前から3日前まで

- ・所定の申込フォーマットに必要事項を記入して、窓口、メール、ファックスにてお申込みください。お電話や口頭での予約はできません。
- ・仮予約はできません。
- ・申込後、しみセンからの利用確定の連絡があつて予約確定となります。

## 4. その他

- ・ご利用は1回あたり3時間を上限とします(17時以降の予約利用をのぞく)。ただし、当日の利用時に

他に利用希望団体がない場合に限り、1時間ごとの延長利用が可能です。

・予約利用の際は、複数の部屋を連結して利用することが可能です。

### 任意団体(法人格を持たない団体)において ミーティングルームが予約可能となる会議の内容について

- 各団体で予定される会議の内容が予約利用の対象であるかどうかは、以下を参考にご判断ください（この内容は、申込フォーマットの裏側にも記載されます）。
- 申請内容と異なる内容での利用があった場合は、以降の予約をお断りすることがあります。
- ただし、17時以降の利用については、以下の内容に限らず、団体内部の会議であれば予約利用が可能です。

項目	会議の具体的な内容
定款・規約・会則等の変更	会則、規約等、団体によって名称は様々。団体の運営ルールを定めた文書に変更を行うことを検討、決定すること。
解散	活動をやめること、団体を解散することを検討、決定すること。
合併	他団体と一つの団体となって活動することを検討、決定すること。
事業計画及び活動予算並びにその変更	団体の年間の活動計画とそれに伴う予算について検討、決定すること。年度途中に計画の変更が生じる場合に、予算を含めた計画の修正を検討、決定すること。 年度中の予定された活動を行うための検討や打合せは該当しない。
事業報告および決算報告	前年度の活動状況と決算の報告を行う。
役員(世話人等)の選任又は解任、職務及び報酬	役員(世話人等)によって名称は異なるが、団体運営の中心的役割を担う人等を選ぶこと。またその職務内容や報酬について検討、決定すること。
入会金および会費の額	入会金や会費について検討、決定すること。
新たな義務の負担や権利の放棄(借入金、契約等)	以下、参考例。 ・助成金の申請等について検討、決定すること。 ・活動資金の借り入れや事務所を借りる契約について検討、決定すること。
事務局の組織及び運営	会計や広報、企画など、団体運営における役割の担当を検討、決定すること。
総会に付議すべき事項	総会に提案する議題を役員会で検討、決定すること。
総会の議決した事項の執行に関する事項	総会で決定した活動等を行うに際して、必要となる重要事項を検討、決定すること。（上記、「事業計画及び活動予算並びにその変更」の説明欄を参照）

京都市市民活動総合センターは、市民のみなさまによる地域や社会のための自主的・自発的な活動をサポートする施設です。ご利用にあたっても、他の利用者・団体との関係性にもご配慮いただきながら、相互理解のもとに譲り合ってご利用くださいますようお願い申し上げます。